

## 預金保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

預金保険法（以下「法」という。）の一部を改正する法律の施行に伴い、預金保険法施行令について、法第102条第1項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等が資本増強の申込みをする場合において当該金融機関が提出する経営健全化計画に定めるべき方策等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととする。

1. 資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策  
優先株式等の引受け等に係る資金援助を受けた救済金融機関等が法第68条の2第1項の承認を受けて株式交換等を行った場合において当該救済金融機関等の完全親会社となった会社が提出する計画に定めるべき財務内容の健全性の確保等のための方策として、経営の合理化のための方策等を規定することとする。  
(預金保険法施行令第14条の2関係)
2. 資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策  
優先株式等の引受け等に係る資金援助を受けた救済金融機関等が法第68条の3第1項の承認を受けて組織再編成を行った場合において承継金融機関等が提出する計画に定めるべき財務内容の健全性の確保等のための方策として、経営の合理化のための方策等を規定することとする。  
(預金保険法施行令第14条の3関係)
3. 経営健全化計画に定めるべき方策  
第1号措置（法第102条第1項第1号に規定する第1号措置をいう。以下同じ。）に係る認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等が資本増強の申込みをする場合において当該金融機関が提出する経営健全化計画に定めるべき方策として、当該金融機関における経営の合理化のための方策等のほか、当該銀行持株会社等における次に掲げる方策を規定することとする。  
責任ある経営体制の確立のための方策  
配当等により利益が流出しないための方策  
預金保険機構（以下「機構」という。）が取得する株式につき利益をもってする消却に対応することができる財源を確保するための方策  
財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策  
(預金保険法施行令第25条関係)
4. 優先出資の発行による登記の変更  
金融機関が第1号措置を行うべき旨の決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における登記の申請書には、当該決定に従った優先出資の発行であることを証する書面を添付しなければならないこととする。  
(預金保険法施行令第25条の2関係)
5. 第1号措置に係る取得株式等の定義  
第1項措置に係る取得株式等の定義は、次に掲げる株式等とする。  
機構が第1号措置により取得した株式等  
機構が第1号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社となった会社から機構が割当てを受けた株式  
機構が第1号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の営業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等  
、及び の規定により取得株式等に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の完全親会社となった会社又は当該法人が行う合併若しくは会社の分割により当該法人の営業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等  
(預金保険法施行令第25条の3関係)

6．法第 108 条の 2 第 3 項の規定により提出する経営健全化計画

第 1 号措置を行うべき旨の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が法第 108 条の 2 第 1 項の認可を受けて株式交換等を行った場合において当該金融機関又は当該銀行持株会社等の子会社が同条第 3 項の規定により提出する経営健全化計画に定めるべき方策として、当該金融機関又は子会社における経営の合理化のための方策等のほか、当該株式交換等により完全親会社となった会社における 3 ～ に掲げる方策を規定することとする。  
(預金保険法施行令第 25 条の 4 関係)

7．組織再編成の認可の要件

第 1 号措置を行うべき旨の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う組織再編成の認可に係る政令で定める要件として、組織再編成により機構が割当てを受ける株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることを規定する等、所要の規定を設けることとする。  
(預金保険法施行令第 25 条の 5、第 25 条の 8 関係)

8．第 1 号措置に係る承継金融機関等が提出する経営健全化計画に定めるべき方策

第 1 号措置を行うべき旨の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関等が法第 108 条の 3 第 1 項の認可を受けて組織再編成を行った場合において経営健全化計画に係る営業又は事業の全部を承継する他の金融機関が提出する経営健全化計画に定めるべき方策として、経営の合理化のための方策等を規定することとする。  
(預金保険法施行令第 25 条の 6、第 25 条の 7 関係)

9．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

10．施行期日

この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成 16 年 8 月 1 日）から施行することとする。